



国際生物学オリンピック 2009 組織委員会会則

制定 2007 年 7 月 25 日

改正 2007 年 10 月 25 日

改正 2008 年 2 月 22 日

改正 2008 年 4 月 01 日

改正 2008 年 8 月 07 日

(名称)

第 1 条 本会は、「国際生物学オリンピック 2009 組織委員会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、2009 年 7 月に、筑波大学を中心とする筑波研究学園都市において開催される第 20 回国際生物学オリンピックの企画・運営にあたり、この開催を通じて、わが国の科学・技術の発展と理解に寄与することを目的とする。

(名誉総裁)

第 3 条 第 20 回国際生物学オリンピックに名誉総裁を推戴することができる。

(基本方針)

第 4 条 本会は、第 20 回国際生物学オリンピック(以下「IBO2009 つくば」という)の開催にあたっては、次の基本方針に基づいて活動する。

1. 2010 年開催の「国際化学オリンピック」を運営する化学オリンピック日本委員会と協力することにより、高校生を中心とする科学に対する興味と関心を惹起し、わが国の理科教育に裨益することをめざす。
2. ボランティアの積極的参加を求め、一致協力して活動する。

(活動)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため次の各号に掲げる活動を行う。

1. IBO2009 つくば事業を企画し運営する。
2. IBO2009 つくば事業を円滑かつ効果的に推進するための広報活動を行うとともに、IBO に係わる情報を収集し、目的達成のために関係する機関、団体、個人との必要な連絡、調整を行う。
3. IBO2009 つくば事業を実施するために資金の調達を行う。
4. IBO2009 つくばのホームページ(和文及び英文)の運営管理を行う。

(主催)

第 6 条 IBO2009 つくば事業は、本会、国立大学法人筑波大学(以下「筑波大学」という)およ

び財団法人日本科学技術振興財団(以下「JSF」という)による主催事業として実施する。

- (2) 主催者間の事務分担については、別途定める合意書による。
- (3) 国際生物学オリンピック日本委員会(JBO)は、本会とは独立の組織として、IBO2009 つくば事業に協力する。

(事務局)

第 7 条 本会の事務は、筑波大学と JSF が協力して行う。

(会員)

第 8 条 本会は、IBO2009 つくば事業の趣旨に賛同して協力する団体を広く募るものとし、本会の委員は、当該団体から選任された個人をもって構成する。

- (2) 前項により委員となるもののほか、本会の運営に必要な個人を委員とすることができる。

(委員総会)

第 9 条 本会に、会員を構成メンバーとする委員総会を置く。

- (2) 委員総会は、次の各号に掲げる事項について審議、決定する。
 1. IBO2009 つくば事業の計画
 2. 予算および決算
 3. 重要な組織および人事
 4. 本会の解散および清算
 5. 前各号のほか、委員長が必要と認めた事項
- (3) 顧問およびオブザーバーは、委員総会に出席し、意見を述べることができる。

(組織)

第 10 条 本会に、委員長 1 名、副委員長数名を置く。

- (2) 本会に、顧問およびオブザーバー各若干名を置く。

(運営委員会)

第 11 条 本会の日常的な運営に関わる意思決定機関として運営委員会を置く。

- (2) 運営委員会は、委員長、副委員長および小委員会委員長、ならびに主催者および JBO から各 1 名の委員をもって構成する。
- (3) 日常的な運営の実施を支援するために、運営委員会の下に運営委員会連絡部会をおく。
- (4) 運営委員会連絡部会は、本会則第 14 条に定める実行委員会委員長、科学委員会委員長に加え、運営委員会と JSF から 1 名を選任して構成し、その任にあたる。

(招集と決議)

第 12 条 運営委員会は、委員長が招集する。委員長の都合がつかないときは、委員長の指名により副委員長がこれにあたる。

- (2) 他の委員から開催請求があったときは、委員長は、遅滞なく運営委員会を招集しなければならない。
- (3) 運営委員会の定足数は委員総数の過半数とし、決議には出席した委員の3分の2以上の賛成を要する。
- (4) 委員は代理人をもって運営委員会に出席することができる。

(ネットによる運営委員会)

第 13 条 委員長は、第12条の会議開催の暇がないときは、会議の開催に代えて、ネットによる運営委員会を開催することができる。

(2) ネットによる運営委員会は、開催通知に対して過半数の委員からの参加回答があった時から成立する。

(3) 前項のほか、ネットによる運営委員会の運営については、第12条の規定を準用する。

(小委員会)

第 14 条 本会に、特定の事項の業務を行うため、次の小委員会を置く。

1. 実行委員会
2. 科学委員会
3. 募金委員会

(会計)

第 15 条 本会の運営に要する費用は、寄付金その他の収入によって支弁する。

(2) 本会の資産は委員長が管理する。資産管理の方法は、運営委員会の承認を経て委員長が定めるものとする。

(3) 本会の会計は、JSF において行い、JBO の会計と独立して行う。

(民間企業等からの寄付)

第 16 条 本会の委員は、IBO2009 つくば事業の収支を均衡させるべく、各々の立場で、民間企業等からの寄付金の募集に尽力する。

(2) 寄付等に対しては、本会からの謝意を表すために、IBO2009 つくば事業に関係する印刷物、ホームページその他のメディア等に社名、ロゴ等を掲出する。その掲出の取扱いについては別途定める。

(寄付等の受入先)

第 17 条 IBO2009 つくば事業に対する国からの支援金、民間企業等からの寄付金などすべての資金の受入れについては、JSF に IBO2009 つくば専用の勘定を設けて、集中して管理する。

(2) JSF は、この勘定の入出金業務については、委員長の指示に従う。

(会計期間)

第 18 条 会計期間は、それぞれ 2007 年 7 月 25 日から 2008 年 3 月 31 日まで、2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日まで、および 2009 年 4 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 19 条 運営委員会は、委員のなかから会計監査にあたる者2名を選任する。

(2) 前項のほか、公認会計士に会計監査を委嘱する。

(存続期間)

第 20 条 本会は、2007 年 7 月 25 日から 2010 年 3 月 31 日までを活動期間とする。

(清算手続き)

第 21 条 第20条に定める存続期間の経過後、本会の清算手続きを行う。

- (2) 清算により、残余金または欠損金が生じたときの取扱いは、運営委員会の承認を経て決定する。

(報告書)

第 22 条 本会は、本会の解散の時までに、IBO2009 つくば事業の報告書を作成する。

(解散)

第 23 条 清算手続きの終了をもって、本会は解散する。

- (2) 本会の解散により、運営委員会の委員は退任する。

(この規則の改廃)

第 24 条 この規則の改廃は、委員総会の決議による。

附則

1. この規則は 2007 年 7 月 25 日から実施する。
2. 第8条および第10条の規定にかかわらず、本会の設立時の委員、顧問、委員長、副委員長は、次の通りとする。

委員長	井村裕夫	(京都大学名誉教授)
副委員長	毛利秀雄	(国際生物学オリンピック日本委員会委員長、東京大学名誉教授)
	沼田治	(実行委員会委員長、筑波大学教授)
	松浦克美	(科学委員会委員長、首都大学東京教授)
	浅島誠	(募金委員会委員長、生物科学学会連合代表、日本学術会議副会長)
顧問	黒川清	(日本科学オリンピック推進委員会委員、内閣特別顧問)
	庄山悦彦	(日本科学オリンピック推進委員会委員、日立製作所取締役会長)
	前田勝之助	(日本科学オリンピック推進委員会委員、東レ名誉会長)
	高久史麿	(日本医学会会長)
委員	歌田勝弘	(日本バイオ産業人会議世話人代表)
	青木初夫	(日本製薬工業協会元会長)
	平田正	(バイオ産業情報化コンソーシアム元会長)
	相沢慎一	(日本発生生物学会会長)
	初見豊	(日本生物教育会会長)
	磯貝彰	(日本農芸化学会会長)
	長野哲雄	(日本薬学会会頭)
	矢原徹一	(日本生態学会会長)
	筒井和義	(日本比較内分泌学会会長)
	石和貞男	(日本遺伝学会、国際生物学オリンピック日本委員会運営委員長)
	佐藤矩行	(日本動物学会会長)
	今市涼子	(日本植物形態学会会長)
	津本忠治	(日本神経科学学会会長)
	長田重一	(日本分子生物学会会長)
	中村桂子	(生命誌研究館館長)

西田 栄介 (日本細胞生物学会会長)
中村 研三 (日本植物生理学会会長)
長谷川真理子 (日本進化学会副会長)
見上 一幸 (日本生物教育学会会長)
曾我部正博 (日本生物物理学会会長)
一條 秀憲 (日本生化学会副会長)
森 滋夫 (日本宇宙生物学会会長)
和田 正三 (日本植物学会会長)
岩崎 洋一 (筑波大学学長)
橋本 昌 (茨城県知事)
市原 健一 (つくば市長)
小野 晃 (産業技術総合研究所副理事長)
梶浦 一郎 (農業・食品産業技術総合研究機構理事)
小幡 裕一 (理化学研究所バイオリソースセンター長)
西野 虎之介 (茗溪会理事長)
坪井 健司 (日本科学技術振興財団専務理事)

以上